

## 彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、彩夏祭のシンボルキャラクター「彩夏ちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市民まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関、新聞社、通信社その他報道機関が報道目的に使用する場合には、この限りではない。

- 2 キャラクターの使用期間は、最長2年間とし更新は妨げない。ただし、実行委員会が必要と認める場合には、この限りではない。
- 3 キャラクターの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても実行委員会の承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 実行委員会は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- 一 実行委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
  - 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
  - 三 キャラクターの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
  - 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - 五 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - 六 その他実行委員会がキャラクターの使用について不適當であると認めるとき。
- 2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用するデザインは、彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」公式デザインに定めたものとする。
  - 二 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変、規格外の展開など、応用使用はしないこと。ただし、実行委員会が認めた場合は、この限りでない。
  - 三 当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
  - 四 「彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©彩夏祭」又は「© 彩夏ちゃん」、「彩夏ちゃん」の表記をもって代えることができる。なお、実行委員会が認めた場合は、この限りではない。
  - 五 その他実行委員会が特に付した条件に従って使用すること。
- 2 キャラクターの使用承認を受けたものは、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- 一 承認された用途のみに使用すること。
  - 二 営利を目的として使用する場合、使用開始後1年ごとに彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」使用状況報告書（様式第4号）を提出すること。
  - 三 この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
  - 四 キャラクターを付した使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
  - 五 キャラクターの使用に際して、故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を実行委員会に賠償すること。

(承認内容の変更)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しよ

うとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更申請書（様式第3号）を実行委員会に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用承認の取消）

第6条 キャラクターを使用しているもの（使用承認を受けた者を除く）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、実行委員会はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

附則

この規程は、平成18年4月27日から施行する。

附則

この規程は、平成24年10月23日から施行する。

別図 1



彩夏祭シンボルキャラクター  
彩夏ちゃん

別図 2



©彩夏祭

様式第1号（第2条関係）

キャラクター使用承認申請書

令和 年 月 日

朝霞市民まつり実行委員会実行委員長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条、第5条関係）

キャラクター使用（変更）承認書

令和 年 月 日

様

朝霞市民まつり実行委員会  
実行委員長 内田 達也

令和 年 月 日付で申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）キャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

第	号
---	---

※ 使用期間：

※ 彩夏祭シンボルキャラクター「彩夏ちゃん」、©彩夏祭、©彩夏ちゃん、彩夏ちゃんのいずれかをキャラクターのそばに記載すること。

様式第3号（第5条関係）

キャラクター使用変更承認申請書

令和 年 月 日

朝霞市民まつり実行委員会実行委員長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

承認番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

